

新	旧
店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX） （金融商品取引法第 37 条の 3 の規定による契約締結前交付書面） （店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について～店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略） 店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて （アカウント登録について 省略） 当社の為替リスク管理について 当社は、お客様の注文が約定した場合に当社において発生する為替リスクを回避するため、カバー取引及びマリー取引を行っています。お客様の注文が約定した後、他のお客様に当該約定に対当（同じ通貨ペアで売り買いが反対）する約定があればその分は為替変動リスクを相殺（マリー取引）できることから、マリー取引により為替リスクを相殺できなかった部分について、当社の判断でカバー取引を行うことがあります。当社では、マリー取引<u>又はカバー取引</u>がなされていないお客様の約定数量の合計が一定量以上にならないよう管理しており、一定量を超えるような場合には、その部分についてカバー取引先に対して<u>直ちにカバー取引</u>を行います。 なお、<u>短時間に大量注文の執行により市場価格を変動させる等の悪影響が予期される等</u>の場合には、上述の限りではなく、当社の判断により、	店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX） （金融商品取引法第 37 条の 3 の規定による契約締結前交付書面） （店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について～店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略） 店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて （アカウント登録について 省略） 当社の為替リスク管理について 当社は、お客様の注文が約定した場合に当社において発生する為替リスクを回避するため、カバー取引及びマリー取引を行っています。お客様の注文が約定した後、他のお客様に当該約定に対当（同じ通貨ペアで売り買いが反対）する約定があればその分は為替変動リスクを相殺（マリー取引）できることから、マリー取引により為替リスクを相殺できなかった部分について、当社の判断でカバー取引を行うことがあります。当社では、マリー取引がなされていないお客様の約定数量の合計が一定量以上にならないよう管理しており、一定量を超えるような場合には、その部分についてカバー取引先に対して<u>システムにより即時かつ自動的にカバー注文</u>を行います。 なお、<u>流動性が著しく低下する等の相場の状況その他の当社が必要と判断する</u>場合には、上述の限りではなく、当社の<u>ディーラーが判断して</u>カバー取引を実施<u>する場合があります</u>。

<u>適切な方法及びタイミングでカバー取引を実施してリスク管理に努めます。</u> お取引について 当社が取り扱う FX 取引（DMM FX）の取引方法は以下のとおりです。 （１．取引の対象 省略） ２．取引単位、取引数量等 １）（内容省略） ２）一度の最大発注数量、１営業日における最大発注数量、保有できる建玉の件数・数量、その他取引可能数量等に関しましては、当社ホームページ内の「DMM FX サービス概要」に掲載いたします。<u>なお、お客様の預託証拠金の額、保有ポジション、取引実績、ご資産、ご経験等に応じて、また、当社のカバー取引等によるリスク管理を困難とする形態の取引を主とするお客様に関して、事前の通知により、当該お客様の最大注文数量を制限する場合があります。</u> （以下、省略） <u>令和 7 年 7 月 5 日 改訂</u> （反社会的勢力に対する基本方針 省略）	お取引について 当社が取り扱う FX 取引（DMM FX）の取引方法は以下のとおりです。 （１．取引の対象 省略） ２．取引単位、取引数量等 １）（内容省略） ２）一度の最大発注数量、１営業日における最大発注数量、保有できる建玉の件数・数量、その他取引可能数量等に関しましては、当社ホームページ内の「DMM FX サービス概要」に掲載いたします。 （以下、省略） （反社会的勢力に対する基本方針 省略）
---	---